

台風等風水害時の対応マニュアル〈越谷市議会〉

代表者会 平成23年11月22日制定

台風等の風水害により、市の災害対策本部が設置された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合には、本部の指示に基づき対応するものとする。

- 1 事務局長は、市の災害対策本部が設置された旨を議長・副議長に連絡する。
- 2 連絡を受けた議長・副議長は、速やかに市役所に参集し、待機する。
- 3 市の災害対策本部から提供された災害情報等は、本部員である事務局長から議長・副議長に報告のうえ、随時、各議員に情報提供を行う。
- 4 各議員が地域で収集した情報は、議長（事務局）に報告する。
- 5 報告された情報は、議長・副議長が整理し、必要に応じて市の災害対策本部に提供する。